

札幌版次世代住宅適合審査機関事務取扱要領

〔令和2年3月25日 都市局長決裁〕

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌版次世代住宅の認定に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条に規定する適合審査機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語は、要綱で使用する例によるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 品確法 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価を行うものとして国土交通大臣の登録を受けた機関をいう。

(適合審査機関の登録)

第3条 適合審査機関の登録を受けようとする機関（以下「申請者」という。）は、適合審査機関登録申請書（様式1）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 登録住宅性能評価機関票の写し
 - (2) 登録住宅性能評価機関の登録証の写し
 - (3) 審査員、役員及び適合審査の業務を行う部門の専任の管理者が、品確法第9条に基づき登録されていることが確認できる書類
 - (4) その他申請内容の確認に必要な書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、申請内容を審査のうえ、その適否を判断し、適合審査機関として登録するときは、適合審査機関票（様式2）を、登録しないときは、適合審査機関不適合通知書（様式3）により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の適合審査機関票の有効年月日は、登録住宅性能評価機関登録証の有効年月日とする。
- 4 申請者は、第1項の申請内容を変更するときは、適合審査機関登録変更届（様式4）に、変更に関する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の更新)

第4条 前条の登録は、適合審査機関票の有効年月日までにその更新を受けなければ、その有効年月日をもって、その効力を失う。

- 2 前条第1項から第3項までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

(適合審査の審査員)

第5条 札幌版次世代住宅適合審査の審査員は、品確法第13条に定める評価員で、登録住宅性能評価機関より評価員として選任されている者とする。

(秘密の保持)

第6条 適合審査機関及び前条の審査員は、適合審査の業務に関して知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(札幌市への報告)

第7条 適合審査機関は、適合審査の内容、判断根拠その他情報等、市長から業務に関する報告等を求められた場合は、これに応じなければならない。

(指示)

第8条 市長は、適合審査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合審査機関に対し、当該審査の適正な実施のために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(適合審査の業務の休廃止等)

第9条 適合審査機関は、適合審査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、適合審査機関業務休廃止届出書（様式5）を市長に届け出なければならない。
2 前項のうち、全部を廃止しようとする届出があったときは、当該届出に係る適合審査機関の登録は、その効力を失う。

(登録の取消し等)

第10条 市長は、適合審査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合審査の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
(1) 第8条の規定による指示に従わないとき
(2) 登録住宅性能評価機関としての登録を取り消されたとき
(3) 適合審査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する審査員若しくは法人にあってはその役員が、適合審査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき
(4) 不正な手段により登録を受けたとき

(適合審査機関の責任)

第11条 適合審査及び札幌版次世代住宅適合証明書の発行に関して生じた責任は、適合審査機関が負うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、適合審査機関に関し必要な事項は、住宅担当部長が別に定める。

附 則（令和2年3月25日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月3日）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 28 日）
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

札幌版次世代住宅適合審査機関登録申請書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

札幌版次世代住宅適合審査機関の登録を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 登録住宅性能評価機関登録番号

(有効年月日： 年 月 日)

2 適合審査の業務を行う事務所の所在地

3 審査員の氏名

4 適合審査の対象としたい住宅の種類

様式 2

札幌版次世代住宅適合審査機関票

年 月 日

様

札幌市長

下記のとおり、札幌版次世代住宅適合審査機関として登録する。

記

- 1 適合審査機関登録番号
- 2 名称
- 3 代表者氏名
- 4 適合審査の業務を行う事務所の所在地
- 5 登録年月日
- 6 有効年月日
- 7 適合審査の対象とする住宅の種類

様式 3

札幌版次世代住宅適合審査機関不適合通知書

年 月 日

様

札幌市長

下記のとおり、適合審査機関として登録しないことを通知します。

記

- 1 名称
- 2 代表者氏名
- 3 不適合の理由

様式 4

札幌版次世代住宅適合審査機関登録変更届

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

先に、適合審査機関の登録を受けた内容を変更するので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更の理由

様式 5

札幌版次世代住宅適合審査機関業務休廃止届出書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

適合審査の業務の（一部・全部）の（休止・廃止）をするので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 （休止・廃止）する適合審査の業務の範囲
- 2 （休止・廃止）する年月日
- 3 （休止・廃止）の理由
- 4 休止する場合にあっては、その期間